

議案第68号 説明資料

幕別町手数料条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号) 第 1 条～第 7 条 略 別表（第 2 条関係）						○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号) 第 1 条～第 7 条 略 別表（第 2 条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
略						略					
30 の 3	住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付若しくは有効期限内交付	住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料若しくは有効期限内交付手数料	1 枚につき 500円	交付のとき		30 の 3	住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付若しくは有効期限内交付	住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料若しくは有効期限内交付手数料	1 枚につき 500円	交付のとき	
						<u>30 の 4</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第 1 項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときそ</u>	<u>通知カード再交付手数料</u>	<u>1 枚につき 500円</u>	<u>交付のとき</u>	

現 行 条 例						改 正 条 例					
						<u>の他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</u>					
略						略					

幕別町手数料条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号) 第 1 条～第 7 条 略 別表（第 2 条関係）						○幕別町手数料条例 (平成12年 3 月24日 条例第13号) 第 1 条～第 7 条 略 別表（第 2 条関係）					
番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要	番号	手数料を徴収する事務	手数料			摘要
		名称	金額	徴収時期				名称	金額	徴収時期	
略						略					
30 の 3	住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付若しくは有効期限内交付	住民基本台帳カード交付手数料又は再交付手数料若しくは有効期限内交付手数料	1 枚につき 500円	交付のとき		30 の 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第 1 項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして、町長が認める場合を除く。）	個人番号カード再交付手数料	1 枚につき 800円	交付のとき	
略						略					